

広東省市場監督管理局による知的財産権行政保護において

技術調査官に関する管理弁法

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広東省市場監督管理局による知的財産権行政保護において

技術調査官に関する管理弁法

第一章 総則

第 1 条 広東省市場監督管理局の知的財産権行政保護における技術調査官（以下、技術調査官）の選定、管理および関連業務を規範し、本省の知的財産行政保護の効率を向上させるため。「中華人民共和国の行政訴訟法」、「広東省の知的財産権保護条例」等の法律法令の規定に基づき、広東省の実情と結び付けて、本規定を制定する。

第 2 条 本省市場監督管理部門による技術調査官の選定、管理および関連業務の実施は本弁法を適用する。

本弁法の「技術調査官」とは、市場監督管理部門が選定された特許、商標、地理的表示製品、営業秘密の行政執行および行政裁決（以下、知的財産権案件という）において法執行者に専門的および技術的問題に関する相談、技術調査意見書の発行、またはその他の必要な技術的な支援を提供する補佐者と言う。

第 3 条 省市場監督管理部門は、管轄区域内の技術調査官の選定と管理、技術調査官名簿の作成、運用、維持に責任を負う。

県レベル以上の市場監督管理部門は、技術調査官の名簿から技術調査官を指定、知的財産案件の処理に参加させることができる。必要に応じて、地方レベル以上の市場監督管理局は、本弁法に基づき、技術調査官名簿を作成することができる。

省市場監督管理部門が作成した技術調査官の名簿は、各レベルの司法機関、司法行政機関、その他の行政法執行機関に共有すべきである。

第二章 選定と管理

第 4 条 省市場監督部門は、国家機関、企業および機関、大学、科学研究機関、業界団体およびその他の企業の専門技術者から技術調査官を選定することができる。

第 5 条 技術調査官は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 中華人民共和国憲法、中国共産党の指導および社会主義制度を擁護する。
 - (2) 高等教育大学の全日制の本科または以上の学歴が有る。
 - (3) 中級以上の専門・技術資格を有し、特許、商標、地理的表示製品、営業秘密等の知的財産関連の技術分野で6年以上に従事し、関連する技術分野の技術的現状に精通、専門的・技術的理論研究レベルが高く、または豊富な実務経験を有する。
- 弁理士、鑑定士、特許審査官、特許予備審査官等の専門資格を有する者、または専門的・技術分野において副高級以上の職階を有する者は、優先的に選定されることができる。

第 6 条 次のいずれかに該当する者は、技術調査官に選定されない。

- (1) 刑事処分を受けた者または犯罪の疑いで裁判が終了していない者。
- (2) 拘留されているまたは禁毒（麻薬取り締まり）治療のための強制的に隔離されている者。
- (3) 法律および規定違反の疑いで取り調べを受けている、結論は出ていない。
- (4) 公職を免職された、または法令違反、規定違反により雇用（任命）契約を解除された者。
- (5) 法律に基づく信用失墜行為によって共同懲戒の対象となる者。
- (6) 関連部門または組織が科学技術研究において信用失墜行為にあたりと判断された場合。

第 7 条 技術調査官は自己推薦、また組織推薦などの形により、省市場監督部門が選定、管理される。

- (1) 自己推薦の場合、本人が所属する組織によって審査、承認しなければならない。
- (2) 組織推薦の場合、事前に被推薦者の同意を得る必要がある。

第 8 条 省市場監督部門は技術調査官を選定、雇用する際には次の手順に従うものとする。

- (1) 選定募集通知を発表する。
- (2) 候補者は関係部門、組織により推薦、または個人により自己推薦とする。
- (3) 本弁法に定める条件に従って候補者の資格審査および評価を実施し、技術調査官候補者名簿を作成し、公表すること。公表に異議がなし、または異議が成立しない場合は、省市場監督部門の決定を経て、正式に技術調査官名簿に登録される。
- (4) 当選リストを確定し、選任書を発行する。

第 9 条 技術調査官の任期は3年とする。任期満了後、省市場監督局が職務遂行と実際のニーズに応じて選任を更新するかどうかを決定する。技術調査官の任期が満了し、更新されない場合、技術調査官を自動的に解任とする。

技術調査官が任期満了の前に以下のいずれかの状況に該当する場合、省市場監督部門の決定により技術調査官を解任することができる。

- (1) 職務上の責任を積極的に果たさなかったり、職務遂行能力がなかったりことが 3 回を超えた場合。
- (2) 法令、規定に違反し、または政府のイメージを損なうにあたる行為がある場合。
- (3) 知識産権案件処理に関する業務会議を無断欠席し、業務指示に従わずによって損失をもたらす場合。

更新されなかった、または解任された技術調査官は、技術調査官名簿から削除され、技術調査官としていかなる活動に従事してはならない。

技術調査官の任期中に、個人的な理由により任期満了前に解任を希望する場合は、書面による申請書を提出する必要がある。省市場監督部門は申請日から 7 営業日以内に解任に同意するかどうかを決定する。

第 10 条 技術調査官は、省市場監督部門が主催する関連業務の研修に参加しなければならない。

技術調査官は任命される、または関連政府部門の招聘に応じて関連業務の研修を実施することができる。

第三章 業務規則

第 11 条 市場監督部門は知的財産案件を処理する際に必要と判断した場合、技術調査官名簿から 1 名或は数名以上の技術調査官を任命し、専門的、技術的知識の高い知的財産権の案件の調査または電子データの証拠収集のために技術支援を提供させることができる。

技術調査官が関与する技術分野は、知的財産権の分野で一般的に使用されている技術分類基準を参照することができる。

第 12 条 2 名或は数名以上の技術調査官が必要な場合には、統括の技術調査官および数名の補佐の技術調査官を定めることができる。統括の技術調査官は技術調査の業務分配、技術調査意見作成などの業務に務める。

第 13 条 案件担当者は案件処理の必要に応じて、技術調査官の追加申請を提出し、市場監督部門の責任者の承認を経て、案件調査のために技術調査官を追加することができる。

第 14 条 技術調査官は、次のいずれかの状況に該当する場合、関連状況を知った日から 3 営業日以内に回避要請を提出しなければならない。

- (1) 案件の当事者、代理人或は当事者、代理人の近親者である。
- (2) 案件に利害関係を有すること。
- (3) 案件の当事者、代理人と知的財産事件の公正な裁判に影響を与える可能性のあるその他の関係を有すること。
- (4) 案件の証人、鑑定人または通訳を務めたことがある。
- (5) その他、知的財産案件の公正な処理に影響を及ぼす可能性のある事情。

技術調査官自らが回避しない場合、当事者は技術調査官に回避を申請する権利を有する。

技術調査官の回避は、本案件を担当する市場監督部門の責任者が決定する。

第 15 条 案件処理部門は、技術調査官を選任または変更した日から 3 営業日以内に書面で当事者に通知し、法律に従って当事者に技術調査官の回避を申請する権利があることを通知すべきである。回避理由は、技術調査官が知的財産案件に参加した後に行った場合、当事者は状況を知った上で回避を申請することができる。

当事者が技術調査官の回避を申請する場合は、案件処理部門から書面による通知を受領した日、または回避の理由を知った日から 3 営業日以内に提出しなければならない。

第 16 条 技術調査官は知的財産案件の処理を補佐する場合、任命されたことにより次の職務を遂行するものとする。

- (1) 技術的事実に関する紛争の争点および調査の範囲、手順、方法、注意事項等について意見や提案を行うこと。
- (2) 捜査と証拠収集、尋問、口頭で審問に参加し、電子データ収集に技術サポートを提供する。
- (3) 技術調査の意見およびその他の必要な技術的な支援を提供する。
- (4) 知的財産案件の担当者に補佐し、鑑定人や関連する技術分野の専門家の意見を提出させること。
- (5) 知的財産案件に関する担当者の関連会議に参加する。
- (6) その他、関連業務に務める。

技術調査官には、知的財産案件の審議結果に関する表決権を有しない。

技術調査官が知的財産案件に関する担当者の関連会議に出席する場合、提起する意見を記録し、本人の署名をすべきである。

第 17 条 技術調査官は、知的財産案件の処理に参加する場合、知的財産案件の資料、関連技術資料およびその他の資料を閲覧し、技術に関する問題について当事者およびその他の関係者に尋問する権利を有する。

第 18 条 技術調査官は、技術調査業務を遂行し、知的財産案件の処理に参加することにより相当する報酬を受け取る権利を有する。関連費用については、「省レベルの所属機関の職務手当の経費利用の管理を統一するにあたり関する補足通知」（粵人発[2003]第 199 号）に規定された専門家の報酬を参照し、実施するものとする。

技術調査官が案件の活動を参加するために発生した交通費、食費、宿泊費等の必要費用は、実際に技術調査官を任命する案件処理部門が規定に従い精算するものとする。

第 19 条 技術調査官は、案件担当部門の審議会議の開催前、知的財産案件に関わる技術的問題について技術調査意見を提出しなければならない。技術調査意見には、次の内容を記載すべきである。

- (1) 知的財産案件の案件番号、案件概要、案件担当者、当事者状況等知的財産権案件の基礎情報。
- (2) 知的財産案件に関わる技術問題の整理。
- (3) 争議がある技術問題について意見と理由を提出する。
- (4) 関連参考資料の内容と出典。
- (5) その他、知的財産案件に関わる技術問題に関する必要な内容。

技術調査意見は、技術調査官が独立で発行し、署名する。対外的に公開しなく、双方当事者による質証（質疑）を受けられない。案件の記録書類を保管する際に、副巻（非公開の書類）に取り扱い、当事者とその代理人の閲覧申請を受けられない。法律に別段の定めがある場合を除く。技術調査意見は、知的財産案件を処理する際の技術事実の認定の参考として利用できる。

案件処理において二名以上の技術調査官が参与し、異なる意見を持っている場合には、それぞれの意見を技術調査意見に記録する必要がある。

第 20 条 案件が取下げ、調停、和解等に終結した場合、技術調査官は実質的な業務状況に基づいて、簡単な技術調査意見を提出するものとする。

第 21 条 技術調査官は、知的財産案件の処理に参与する期間中、本案件の当事者から尋問を受けられないものとする。

第 22 条 技術調査官は、知的財産案件に関わる技術事実に関して客観的かつ中立を保

たなければならない。

第 23 条 技術捜査官は、任命に応じて知的財産案件の事実確認において法執行官を支援する職務を遂行するものとする。

関連する知的財産案件の終結後に、その後の行政再審または行政訴訟が発生した場合、法律に別段の定めがある場合を除き、技術調査官は参与する義務を負わない。

第 24 条 技術調査官は、知的財産案件の処理に参加することにより知り得た知的財産案件情報、国家機密、当事者の営業秘密およびその他の情報を含むについて秘密保持義務を負う。

第 25 条 技術調査官は、当事者およびその代理人と私的に接触してはならず、当事者に対してえこひいき、侮辱、制圧、または報復を行ってはならず、当事者に財産、またはその他の不当な利益を求めることをしてはいけない。

技術調査官は、技術調査官の身分または名義を利用して、営業を実施し、その他の営利を目的とする活動に従事してはいけない。

第 26 条 技術調査官が関連する法律法令および関連規定に違反し、強要、収賄、私利のため不正、秘密の漏洩、虚偽の技術的意見の発表、または誤解を招く若しくは重大な欠陥を含む虚偽の技術的意見の故意の発表をする場合は、法律に従って法的責任を追究すべき；犯罪を構成する場合、法律に従って刑事責任を追究すべきである。

第四章 附則

第 27 条 広東省市場監督管理局は、本弁法の解釈に責任を負う。

第 28 条 本法は 2024 年 1 月 1 日から発効し、2028 年 12 月 31 日まで有効とする。

出所：2023 年 11 月 27 日付け広東省人民政府ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所で日本語仮訳を作成

https://www.gd.gov.cn/zwgk/gongbao/2023/32/content/post_4293457.html?version=slh